

24時間医療機関案内

東京消防庁では、急病やけがをした場合に「救急車を呼んだ方がいいのか」、「今すぐ病院へ行った方がいいのか」など、迷った際の救急相談センターを開設しています。

症状に基づく緊急性の有無のアドバイスや、受診の必要性に関するアドバイス、医療機関の案内や相談を相談医療チームが24時間年中無休で行っていますので、救急車を呼ぶべきか判断に迷った際は、すぐに電話をしてください。ただし、傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行った方がよいと思ったときには迷わず119番通報をしてください。

また東京都では、都内の医療機関の場所や診療の内容などを検索して受診の参考にしていただくために、医療情報を提供しているサイト「ひまわり」(<http://www.himawari-mawari.metro.tokyo.jp/>)を開設しています。

地域や科目といった

救急車

病院

迷った

救急相談センター

1. 緊急性に基づく緊急度の判断のアドバイス
2. 適切な医療機関の案内
3. 救急相談センター

24時間年中無休

#7119

03(3212)2323 042(521)2323

つながらない場合は—042(521)2323—へお電話ください

緊急に病院に行く必要があると思ったときは、119番通報をお願いします

東京消防庁 東京都医師会 東京都福祉保健局

小児初期救急 平日夜間診療

狛江市医師会、調布市医師会、東京慈恵会医科大学附属第三病協力の得て開設しています。診療所が閉まった後に子どもが急な発熱や腹痛などを起こした際には、ご利用ください。

※事前に電話の上、健康保険証を必ず持参して受診ください。

〔診療日〕月・金曜日（慈恵第三病院の休診日は除く）

〔受付時間〕午後7時～9時30分

1月の休日診療

狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会の協力を得て、休日に取り急病やけがなどの応急診療を行っています。※受診の際には、健康保険証を必ず持参してください。

〔診療日〕15日(日)・22日(日)・29日(日)

〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

〔開設会場〕あいとぴあセンター

▽休日応急診療所

☎(3488)91

▽休日歯科応急診療所(40歳以上の方を対象に成人歯科検診も実施)

☎(3488)91

▽休日診療薬局

☎(3488)15

小児初期救急 平日夜間診療

狛江市医師会、調布市医師会、東京慈恵会医科大学附属第三病協力の得て開設しています。診療所が閉まった後に子どもが急な発熱や腹痛などを起こした際には、ご利用ください。

※事前に電話の上、健康保険証を必ず持参して受診ください。

〔診療日〕月・金曜日（慈恵第三病院の休診日は除く）

〔受付時間〕午後7時～9時30分

1月の休日診療

狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会の協力を得て、休日に取り急病やけがなどの応急診療を行っています。※受診の際には、健康保険証を必ず持参してください。

〔診療日〕15日(日)・22日(日)・29日(日)

〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

〔開設会場〕あいとぴあセンター

▽休日応急診療所

☎(3488)91

▽休日歯科応急診療所(40歳以上の方を対象に成人歯科検診も実施)

☎(3488)91

▽休日診療薬局

☎(3488)15

はじめの人があつまるボランティアガイドス

はじめよう！狛江ボラ☆ライフ

〔日時〕1月28日(土)午前10時～正午

〔会場〕あいとぴあセンター

1. 〔対象〕市内在住・在勤で、ボランティア・市民活動に興味のある方

〔内容〕市内の活動紹介、

9779へ。

プチ座談会など

〔申し込み・問い合わせ〕1月27日(金)までに、こまえボランティア・センター☎(3480)3615、または住所・氏名・電話番号を明記の上、FAX(3430)9779へ。

アドプトを行う団体等を募集します

アドプト制度は市が管理している道路・公園・河川敷、およびその他の公共施設を、地域住民の団体や企業等が行政と協働で清掃および美化活動を行う制度です。

〔アドプト制度募集場所〕道路(担当は環境管理課道路管

理係)、公園および児童遊園、河川敷等(担当は環境管理課環境整備係)、地域・地区センター(担当は地域活性課市民活動推進係)

〔対象〕3人以上で構成する団体および企業など

〔活動支援〕▽消耗品程度の物品の貸与または支給▽表示板の設置▽ボランティア保険の加入▽ごみ回収▽そのほか活動に必要なこと

〔申し込み〕希望する活動場所の担当課に申出書を提出してください。

〔問い合わせ〕地域活性課市民活動推進係および担当課

狛江団地自治会の皆さんによる清掃活動

まもなく税の申告時期です

平成24年度市民税・都民税の申告と、平成23年分所得税の確定申告の受け付けを2月16日(木)から始めます。3月15日(木)が受付最終日となりますが、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、早めに申告されますよう準備をお願いします。

〔問い合わせ〕市民税・都民税は課税課。所得税は武蔵府中税務署 ☎ 042 (362) 4711

平成24年度市民税・都民税の申告

2月16日(木)から3月15日(木) ※2月26日(日)・3月11日(日)（土・日曜日を除く）までに、
（土・日曜日を除く）までに、
課税課へ申告してください。
受け付けます。

平成23年分の所得税の確定申告等

各申告期間内に、武蔵府中税務署へ申告してください。
「所得税の確定申告の手引き」および「申告書用紙」は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からもダウンロードできます。

※平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。なお、所得税の確定申告が必要ない場合でも、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

〔所得税〕2月16日(木)～3月15日(木)（還付申告は1月から税務署で受け付けを始めています）
〔個人事業者の消費税・地方消費税〕4月2日(月)まで
〔贈与税〕2月1日(水)～3月15日(木)

※武蔵府中税務署は2月19日(日)・26日(日)も開庁し、確定申告の受け付けと相談を行いますので、ご利用ください。税金の納付相談や確定申告の作成会場にお越しになる場合は事前の予約は必要ありません。武蔵府中税務署へ提出する計算・記入済みの所得税の確定申告書は、申告期間中（2月26日(日)・3月11日(日)を含む）は課税課でもお預かりします。



申告はお早めに

税務署への電話は自動音声でご案内します

税務署に電話を掛けた後は、自動音声案内に従い要件に応じて、それぞれの番号を選択してください。
▽「0番」 個人の確定申告に
▽「1番」 国税に関する一般的な相談
▽「2番」 税務署への問い合わせ

税理士会の無料申告相談会

■税理士会の無料申告相談会日程

日 程	定 員	相談時間	会 場
1 月 30 日(月)	260人 (午前100人) (午後160人)	午前 9 時30分 ～正午 午後 1 時～ 4 時	中 央 公 民 館
1 月 31 日(火)	240人 (午前100人) (午後140人)		
2 月 1 日(水)			
2 月 2 日(木)			
2 月 3 日(金)	150人 (午前70人) (午後80人)		

※税理士に依頼している方はご遠慮ください。

確定申告書の作成について、税理士がアドバイスを行います。来場の際には、申告に必要な資料・筆記用具・電卓などをお持ちください。
当日は午前8時から中央公民館入口で整理券を配布し、定員になり次第締め切ります。
※土地・建物の譲渡所得、株式譲渡、相続、贈与の相談および提出の受け付けは行いません。

確定申告はインターネットで 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

●e-Taxはここが便利

▽国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」から直接申告できます。
▽医療費の領収書や源泉徴収票等の一定の添付書類は提出を省略できます。
※確定申告期限から5年間、添付書類の提出等を求められることがあります。

●e-Taxを利用するには

(1)電子証明書を取得します（有効期間は発効日から3年間です）。
(2)開始届出書を税務署に提出して利用者識別番号を取得します。
なお、開始届出書は電子提出が可能です。
(3)電子証明書等の初期登録をe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）等で行います。

▽税務署や金融機関に行かずに、国税に関する手続きができます。
〔問い合わせ〕ヘルプデスク ☎ (0570) 015901

住民票等自動交付機、市ホームページ等の利用の一時休止

市役所庁舎で、電気設備の法定保守点検を行うため、次のシステムが一時利用できなくなります。
〔休止期間〕2月7日(火)午後5時から8日(水)午前8時30分ごろまで
〔問い合わせ〕総務課庶務係

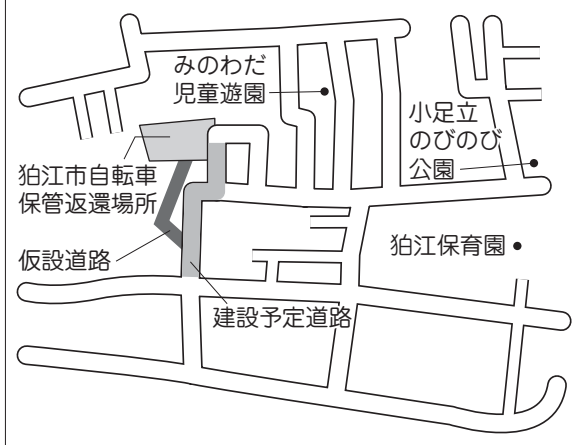
自転車等保管返還場所を 移転します

2月1日(水)から、自転車等保管返還場所を西野川4-8（旧第七小学校跡地）に移転します。
返還日時は、毎日午前10時から午後4時まで（祝日・年末年始を除く）です。
なお、自転車および原動機付自転車の返還をする際は、返還手数料の徴収を行います。

当初の計画案では全面アスファルト舗装の予定でしたが、説明会での意見を踏まえ少しでも反射熱などを抑えるため、車路や器具の固定部分を除き、緑化ブロックを採用しています。

市では、駅周辺および小田急線側道を含む約200mの範囲の区域（道路）を「自転車等放置禁止区域」として指定し、自転車や原動機付自転車の放置を禁止し、路上放置自転車のない安全で暮らしやすい、快適なまちづくりを推進しています。

安心して歩けるまちをつくるため、皆さんの協力をお願いします。



〔問い合わせ〕環境管理課道路管理係

外部評価委員会から 提言がありました

外部評価とは、市が行った行政活動について、行政以外の視点から評価することにより、市の業務改善につなげ、行政運営の見直しや市民サービスの向上を図るものです。市では、今年度から市の行政活動を分かりやすく紹介する「施策レポート」を作成し、有識者・公募市民・市職員で構成される外部評価委員会の提言とあわせて公表をします。

このたび、外部評価委員会で「災害に強いまち」、「子育て・子育て支援体制の充実」、「高齢者福祉の充実」の3施策に対して、その効果を高めるための提言がまとまりました。提言は、施策の推進に関することと施策レポートに関することの2点から行われています。

こちらの平成23年度外部評価委員会提言書の全文は、政策室で1部10円で頒布している他、市ホームページからもご覧になれます。
〔問い合わせ〕政策室企画法制担当

外部評価委員会 提言書の概要

提言にあたって

▽マネジメントやリーダーシップなど、組織としての基本的な仕組みに沿って施策を実施し、効果的かつ効果的に成果を上げていただきたい。

▽各部門が部門別の目標を設定



平成23年12月1日、武藤委員長から答申を行いました。

各項目の提言内容 (抜粋)

共通

▽サービスの対象に関する基礎資料を整理して活用するべき。

▽組織改革や職員の意識改革を進め、危機管理体制の構築に全力を注ぐべき。

▽常に施策や事業にかかるコスト意識を持ち、業務の効率化や合理化を進めるべき。

▽市が直接には関与できないものでも、市民に影響を及ぼすものは、市として積極的に関与する姿勢を持つべき。

災害に強いまち

▽人口減少や少子高齢化には、市全体で取り組んでいくべき。

〔総評〕
▽市長方針である「東京一安全な都市」を目指していることは評価する。

▽個別の事業における市の地道な努力は評価できる。

▽災害時要援護者支援制度構築事業は、狙いや対象も明確にされており、高く評価できる。

▽各種事業や取り組みが、平時の防災・防犯の視点に終始している点は課題である。

▽大規模災害発生時の市の具体的な対策について、早急に準備するとともに市民に向けて積極的に周知することが望まれる。

〔施策の推進に関する事項〕
▽普段から市と避難所運営協議会とのコミュニケーションが重要である。

▽まず、避難所運営協議会を多くの学校で設立するべき。
▽避難所運営マニュアルは基本

的な事項のみを定め、詳細は各避難所に委ねるべき。

▽形式的なものではなく、災害時本当に有効に機能する市民の防災リーダーを育成するべき。

▽高齢者や災害弱者へのフォローなど、女性の活躍の場を広げるべき。

▽普段、仕事をしていてなかなか地域の活動に参加できない若い人も、市の事業に参画できるような取り組みを企画するべき。

子育て・子育て支援体制の充実

〔総評〕

▽市長方針である「子育て一番のまち」を目指していることは評価する。

▽次世代育成支援行動計画や保育計画等で、綿密かつ具体的な行動計画が策定されている。

▽元市立保育園長の職員による認証保育所の巡回相談など、市の保育施策として認可保育所以外における保育に関しても配慮がなされていることは、高く評価できる。

▽これらの取り組みや行動計画を着実に推進するとともに、市民に対して具体的で分かりやすい成果をまとめることを期待する。

▽今後の保育園のあり方は、コスト（効率化）と成果の両面から政策を検討する必要がある。

〔施策の推進に関する事項〕
▽通常保育・一時保育以外にもさまざまなニーズに対応できる保育サービスを提供するべき。

▽市立保育園の職員体制について、コスト面でも検証を行うべき。

▽保育事業に民間の参入を促す場合には、市が監督権限を行使し、保育事業全体における責任を持つべき。

▽市が自ら働きかけて乳幼児や親との接点を増やすことが大変重要である。

高齢者福祉の充実

〔総評〕

▽レポート原案の内容のみで施策の評価を行うには情報が少なかつた。

▽担当部署ヒアリングにおける説明により、各種事業の内容を理解することはできた。

▽いわゆる「元気な高齢者」への施策を推進していく視点が必要である。

〔施策の推進に関する事項〕
▽本主に支援を必要とする人を探し出せる方法を検討するべき。

▽市内に居住する高齢者の現在の状況を把握するべき。

▽地域や行政に団塊世代の活躍の場を広げる取り組みを企画するべき。

▽高齢者が交流できる取り組みを企画するべき。特に閉じ込めりの高齢者に交流の機会を提供する取り組みを企画するべき。

施策レポートの 公表

外部評価委員会の提言を受け、平成24年度予算の編成作業とあわせて、市としての対応方針を検討します。

外部評価委員会の提言と提言に対する市の対応方針を盛り込んだ「施策レポート」は、平成24年度予算案の市議会への提出にあわせて公表する予定です。



—その214—

泉龍寺

今年は辰年、龍の年。龍は雲を起こし雨を降らせたり、雲を呼んで天に昇るといわれて古くから崇められている。

泉龍寺も境内に泉が湧き、古くからある寺で、江戸時代後期（19世紀前半）に書かれた江戸名所図会にも広大な境内と本堂、庫裏、衆寮（学問僧が生活するところ）などたくさんさんの堂宇を持ち、大勢の修行僧がいる寺として書かれている。その泉には昭和40年頃まで夏冬通して13度の水がこんこんと湧いていた。

明治5年（1872年）に発布された学制によって「公立観聚学舎」（第一小学校の前身）ができたときも、聚寮が教室に当てられて近代教育の第一歩を踏み出した。

明治22年（1889年）に町村制が施行され、和泉村など六カ村が一つになって狛江村になったときも、村役場は泉龍寺本堂内の西側隅に置かれ、窓の下には踏台があつて、用事のある人は踏み台上がって窓越しに話したり、税金を納めたという。

大正13年（1924年）に新築された村役場（現狛江駅前ロータリーの南西部・元和泉1-4-1の東側）も古くは泉龍寺の境内であつた。昭和25年に村役場が現市役所に移転した後もその建物は集会所として使われ、昭和41年に町役場の中に集会所ができると、今度は第一小学校の教室として昭和42年に取り壊

されるまで使われていた。

また、今は本堂に安置されている延命子安地藏尊は、江戸時代の後期（18世紀後半）から昭和18、19年頃まで「子育て地藏さん」とか、「和泉のお地藏様」といわれて江戸市中や、多摩の諸地域を巡行して多くの信者を集めていた。

そして毎月23日のお地藏様がお寺に帰る日には、寺ではお籠りをして、境内には縁日が立ち、演芸も行われていた。

だからその夜は遠くからも善男善女がお参りに来る。そのため今でも中和泉3-4-10にある文政10年（1827年）に立てられた馬頭観音には「右当村地藏尊道」、調布市入間町2-28の「百万遍供養塔」天明元年（1781年）には「是より泉むら子安地藏尊二十五丁」、調布市入間町1-24の「庚申塔」文化9年（1812年）の裏側には「西いづみ村ぢぞう道」という

いづれも江戸時代の道標がある。毎年4月8日に行われる花祭りでは本堂の前にお釈迦さまの誕生像を納めた花御堂を置き、参列者に甘茶をかけてもらった、振舞ったりした。娯楽が少なかった明治・大正の子どもたちには楽しいひと時だった。

そのほか、弁財天池は和泉の人たちの雨乞いの場所だったり、昭和7、8年頃には仏教系大学の学生を招いて日曜学校を開き、子どもたちに歌、踊り、習字、勉強のわからないところを教えるなど、お寺はいつも社会活動の中心であつた。

井上 孝

（狛江市文化財専門委員）

行政けいごばん

1 月の夜間・日曜納税窓口の納め忘れはありませんか？

▽夜間納税窓口（日時）26 日（木）午後 8 時まで
▽日曜納税窓口（日時）29 日（日）午前 8 時 30 分～午後 5 時

なお、平成 23 年度市民税・都民税（第 4 期分）および平成 23 年度国民健康保険税（第 7 期分）を 1 月 31 日（火）までに納めてください。

※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご活用ください。

〔会場・問い合わせ〕納税課

「財政のあらまし（平成 22 年度決算）」を発行しました

市民の皆さんに市の財政状況を分かりやすく紹介するために、「財政のあらまし（平成 22 年度決算）」を発行しました。

財政課で 1 部 80 円で頒布している他、市ホームページからもご覧になれます。

〔問い合わせ〕財政課

「経済センサス―活動調査」にご協力ください

この調査は、全国すべての事業所および企業を対象に、事業所・企業統計調査やサービス業基本調査などの大規模統計調査を統合して行うものです。

結果は各種行政施策や学術研究の基礎資料の他、経営の参考資料として事業者の皆さんにも活用してもらうことを目指して

います。

調査票が手元に届きましたら、回答をお願いします。

〔問い合わせ〕総務課庶務統計係

電子証明書の取得はお早めに

電子証明書の申請には、住民基本台帳カードが必要です。

住民基本台帳カードをまだお持ちでない方は、本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの写真付きの証明書が必要となる場合があります。

電子証明書の有効期間は発行日から 3 年間です。ただし、その間に住所の異動や修正、氏名等の変更があった場合は、自動的に電子証明書は失効します。

確定申告の時期が近づくと、窓口が大変混雑しますので、早めに申請をお願いします。

〔問い合わせ〕市民課

民生・児童委員が新しく決まりました

1 月から、今まで欠員となっていた地区を担当する民生・児童委員が新しく決まりました。民生・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じるとともに、地域と行政のパイプ役として活動しています。

〔氏名・住所等〕▽栗山恵美・西野川 3―12―21 ☎（3430）

3024 ※担当地域は、西野川 3 丁目全域▽門脇由美子・駒井町 1―33―3 ☎（3488）2004 ※担当地域は、猪方 1 丁

目全域

〔問い合わせ〕福祉サービス支援室総合調整担当

寝たきり高齢者等の所得税・住民税にかかる障害者控除対象者の認定申請を受け付けます

〔対象〕次の全てに該当する方▽65 歳以上の要介護認定者（要介護 3～5）

▽基準日（平成 23 年 12 月 31 日）前 6 カ月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある方

※すでに認定を受けている方は、更新の必要はありません（認定書の紛失、心身の状態が変わった場合は除く）。また、身体障害者手帳等をお持ちの方は申請の必要はありません。

〔申し込み・問い合わせ〕対象となる方の介護保険被保険者証を持参の上、介護支援課介護係へ。

特別給付（デイサービス食費助成）の申請を受け付けます（第 3 期）

デイサービス利用者の食費の一部を、介護保険の「市町村特別給付」として一食につき 200 円給付します。該当する方は申請してください。

※申請書は、各デイサービス事業所と介護支援課で配布します。〔申請先・問い合わせ〕2 月 15 日（火）までに、介護支援課介護係へ。

年金事務所職員を名乗る詐欺にご注意ください

最近、年金事務所職員を装っ

た不審な訪問や電話が増加しています。「年金の手続きが終わっていない。本人に代わって手続きをするので手数料を支払ってほしい」などと言い、その場で現金を請求するような事例が報告されています。

年金事務所の職員が自宅を訪問し、年金手続きの手料金を請求したり、電話で銀行の ATM を操作するよう指示することはありません。

年金事務所の職員を名乗った訪問や電話で不審な点があれば、その場で対応することなく、年金事務所へ確認するなど十分にご注意ください。

なお、年金事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯しているのをご確認ください。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎042（361）1011

ご存じですか「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20 歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生納付特例の承認期間は 4 月から翌年 3 月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4 月に再申請の用紙が送付されますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上、返送ください。

また、学生でない 30 歳未満の方には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わずに保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に参入されますが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10 年以内であれば保険料を納めることができます。「追納制度」をご利用ください。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎042（361）1011

「ねんきんネット」をご利用ください

「ねんきんネット」は、いつでも自身の年金加入記録をインターネットで確認できるサービスです。

■最新の年金記録の確認

24 時間いつでも「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できます。今後「ねんきん定期便」や「振込通知書」をイ

ンターネットで受け取れるよう検討しています。

また、年金に加入していない期間、標準報酬額の大きな変動など、確認したい記録が分かりやすく表示されています。

■将来の年金額の試算

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額」、「このまま働き続けた場合、何歳からどの程度の年金を受け取れるか」など、自身の人生設計に応じた条件に基づいて年金額の試算ができます。

詳細は、ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570（058）555、IP 電話・PHS からは ☎（6700）1144 へ。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎042（361）1011

審議会等の公開

■第 3 回狛江市男女共同参画推進委員会

〔日時〕1 月 16 日（月）午後 7 時から

〔会場〕304 会議室

〔内容〕フォーラムの内容と役割分担について、他

〔問い合わせ〕政策室協働調整担当

■第 6 回（仮称）狛江市安心安全基本条例策定検討委員会

〔日時〕1 月 20 日（金）午後 1 時 30 分から

〔会場〕4 階特別会議室

〔案件〕（仮称）狛江市安心安全基本条例について

〔問い合わせ〕安心安全課

■第 4 回狛江市生活安全対策協議会

〔日時〕1 月 26 日（木）午後 3 時から

〔会場〕4 階特別会議室

〔案件〕防犯講演会等について

〔問い合わせ〕安心安全課

■第 6 回狛江市交通対策調整会議

〔日時〕1 月 31 日（火）午後 3 時から

〔会場〕502・503 会議室

〔案件〕狛江市交通安全計画について

〔問い合わせ〕安心安全課

■第 6 回狛江市市民福祉推進委員会

〔日時〕1 月 24 日（火）午後 6 時 30 分から

〔会場〕4 階特別会議室

〔案件〕地域福祉計画について

〔問い合わせ〕福祉サービス支援室総合調整担当

■第 8 回社会教育委員の会議

〔日時〕1 月 18 日（水）午後 7 時から

〔会場〕301 会議室

〔案件〕各分科会について、他

〔問い合わせ〕社会教育課社会教育係

こまえ 応援寄付金（敬称略）

平成 23 年 10 月から 12 月の間に、次の方から寄附をいただきました。ありがとうございます。▽千代田第一工業株式会社

〔問い合わせ〕課税課

交通災害共済

「ちよこつと共済」に加入を！

くみんなで一緒にちよこつとサイズの確かな安心く

東京都の39市町村が共同で運営する「ちよこつと共済」は、住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故に遭った時見舞金を受けられる助け合いの制度です。

平成24年度分（4月1日共済期間開始）の申し込みを2月1日(水)から受け付けます。
〔Aコース〕年額1,000円で最高300万円の見舞金
〔Bコース〕年額500円で最高150万円の見舞金
※一人1口に限ります。

〔対象〕市内在住で、住民登録・外国人登録のある方
※小・中学生、消防団員は市の負担でBコースに加入しますが、Aコース希望の方は自費で別途Bコースに加入すればAコースになります。

〔共済期間〕4月1日～平成25年3月31日
※年度途中に加入した場合、申し込みの翌日から平成25年3月31日までとなります。

〔見舞金額〕下表のとおり
〔見舞金対象事故〕国内で発生した交通事故で、次の交通機関等により、治療が必要な傷を受けた場合

■ちよこつと共済見舞金

等級	交通災害の程度	見舞金額	
		Aコース (年額1,000円)	Bコース (年額500円)
1等級	死亡 (交通災害を受けた日から1年以内)	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害 (交通災害を受けた日から1年以内)	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上 の傷害	25万円	16万円
4等級	入院日数10日以上30日未満または 実治療日数30日以上 の傷害	9万円	6万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満 の傷害	5万円	3万円
6等級	実治療日数10日未満 の傷害	3万円	2万円

健康と衛生

健康診査

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕2月6日(月)受付時間は午後1時～1時30分〔対象〕平成22年7月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っている幼児の歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンタ―）☎（3488）1181

■3歳児健康診査

〔日時〕2月9日(水)受付時間は午後1時～1時30分〔対象〕平成21年1月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンタ―）☎（3488）1181

予防接種

■BCG接種

〔日時〕1月31日(火)受付時間は午前10時～10時30分〔対象〕生後3～6カ月未満の乳児※通知

教室

対象者は平成23年10月生まれの乳児〔持ち物〕母子健康手帳・予診票・髪の毛をまとめるゴム・ピン等
〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンタ―）☎（3488）1181

■認知症予防講座「目と脳イキイキ体操」

〔日程・内容〕▽2月6日(月)・見る意識を変えよう▽13日(月)・目と脳を鍛えよう▽20日(月)・目と脳と体を鍛えよう▽27日(月)・3月5日(月)・目と脳と体をスムーズに連動させよう〔時間〕午後2時～4時〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕65歳以上の高齢者の方で、全回を通じて参加できる方※初めて受ける方を優先〔定員〕先着40人〔講師〕藤川陽一さん(株)アフアン認知症フアシリテーター）〔持ち物〕筆記用具※運動しやすい服装でご参加ください。

〔申し込み・問い合わせ〕1月16日(月)から介護支援課高齢者支援係へ。
〔申し込み・問い合わせ〕1月16日(月)から介護支援課高齢者支援係へ。

■食育料理教室「取り分け離乳食」～毎月19日は食育の日～
〔日時〕2月17日(金)午前10時30分～午後零時30分〔対象〕生後



1181へ。

■ママパパ学級

現在第1子妊娠中のお母さん・お父さんのための講座です。妊娠中の生活、出産、育児について学びながら友達づくりをしませんか。

〔内容〕▽1回目 妊娠中の生活・家族計画、妊婦体操(実習)▽2回目 赤ちゃんのいる生活(先輩ママの話)、妊娠中の食事・食事バランスチェック、赤ちゃん和妈妈パパのためのサービス▽3回目 赤ちゃんの沐浴・おむつ交換(実習)、パパのための妊婦体験、育児の話とほのぼのふれあいなど
〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンタ―）☎（3488）1181へ。

■健康づくり講座講演会～足から健康・足から元氣～

〔日時〕2月3日(金)午後1時30分～3時30分〔定員〕60人〔講師〕山下和彦さん(東京医療保健大学准教授)
〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課特定健診担当（あいとびあセンタ―）☎（3488）1181へ。

■1月の介護予防普及啓発事業「健康づくり教室」

〔日時〕20日(金)午後1時30分～3時〔会場〕野川地域センター〔内容〕健康体操・ミニ講話(介護予防のポイント)〔講師〕こまえ正吉苑職員、他※水分は各自用意し、動きやすい服装でお越しください。

〔問い合わせ〕こまえ正吉苑☎（5438）2522

■2月の介護予防普及啓発事業▽体操教室(体力測定)〔日程〕2日(水)〔講師〕前川省子さん▽健口体操〔日程〕13日(月)〔講師〕原真奈美さん▽足腰を元気にする体操〔日程〕28日(火)〔講師〕井上裕代さん

各日〔時間〕午後1時30分～3時〔定員〕先着20人※水分は各自準備し、運動の際は、動きやすい服装・上履きをお持ちください。

〔会場・申し込み・問い合わせ〕1月16日(月)からこまえ苑☎（3489）2422へ。

健康相談

■フロアー健康相談

自分や家族の健康のこと、食事のこと、子育てのこと等を保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが相談に応じます。

〔日時〕1月27日(金)午前9時30分～11時30分
〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンタ―）☎（3488）1181

■育児相談～子どもの身長、体重も測れます～

〔日時〕1月25日(水)午前9時30分～11時30分〔持ち物〕母子健康手帳
〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとびあセンタ―）☎（3488）1181

障がい福祉サービス のご案内

〔問い合わせ〕
福祉サービス支援室障がい者支援担当

身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方等の自立や社会参加の実現を支援しています。ここでは主に、障がい福祉サービスを紹介します。
※今後変更が生じることがあります。

	内 容	担当課
障がい者手帳	身体に障がいのある方には「身体障害者手帳」、知的障がいのある方には「愛の手帳」、精神に障がいのある方には「精神障害者保健福祉手帳」が東京都から交付されます。 これらの手帳は、さまざまな福祉施策を利用するために必要です。手帳は心身の状況により等級が認定されます。 〔身体障害者手帳〕申請には、指定された医師による意見書（様式は市役所にあります）等が必要です。 〔愛の手帳〕18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要です。 〔精神障害者保健福祉手帳〕申請には、医師による意見書（障害年金を受給されている方は年金証書でも可）等が必要です。	福祉サービス支援室 障がい者支援担当

■相談窓口

福祉サービス支援室障がい者支援担当	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の援助を行います。
狛江市障害者地域自立生活支援センターサポート （狛江市社会福祉協議会） ☎（5438）3533	在宅の方やその家族に対し、地域における生活支援として、サービスの利用援助、社会資源の活用や生活力を高めるための支援を総合的に行い、障がいのある方の自立と社会参加の支援を行います。
狛江市障がい者就労支援センターサポート （狛江市社会福祉協議会） ☎（5438）3533	障がいのある方の自立と社会参加を一層促進するため、一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に行います。
地域生活支援センターリヒト （あいとびあセンター内） ☎（3480）6656	主に精神障がいの方を対象にした相談支援を行っており、精神科や心療内科等を受診している本人や家族、関係機関などからの相談を伺います。

■手当・年金

制度名	受 給 要 件	支給額	所得要件	担当課
心身障害者福祉手当 （市制度）	20歳未満で身体障害者手帳 1 ～ 4 級または愛の手帳 1 ～ 4 度の方、もしくは20歳以上で身体障害者手帳 3 ・ 4 級または愛の手帳 4 度の方 ※施設入所の方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は、対象となりません。	月額5,400円 ※義務教育終了前の兄弟等がいる場合、1 人に付き1,600円を加算	有	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
心身障害者福祉手当 （都制度）	20歳以上で身体障害者手帳 1 ・ 2 級、愛の手帳 1 ～ 3 度、脳性麻痺、または進行性筋萎縮症の方 ※施設入所の方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は、対象となりません。	月額 1 万5,500円		
東京都重度心身障害者手当 （都制度）	心身に障がいのある次のいずれかに該当する方 ▽重度の知的障がい、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方 ▽重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方 ▽重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障がいのある方 ※施設入所の方、病院等に継続して 3 カ月以上入院している方、または新規申請時に65歳以上の方は、対象となりません。	月額 6 万円		
特別障害者手当 （国制度）	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあり、おおむね身体障害者手帳 1 ・ 2 級、愛の手帳 1 ・ 2 度で重複障がいの方やこれらと同等の疾病・精神障がいの方 ※施設入所の方、病院等に継続して 3 カ月以上入院している方は対象となりません。	月額 2 万6,340円		
障害児福祉手当 （国制度）	20歳未満で精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にあり、おおむね身体障害者手帳 1 級および 2 級の一部、愛の手帳 1 度および 2 度の一部またはこれらと同等の疾病・精神障がいの方 ※施設入所の方、または障がいを理由とする公的年金受給者は、対象となりません。	月額 1 万4,330円		
特別児童扶養手当 （国制度）	20歳未満で重度障がい児（おおむね身体障害者手帳 1 ・ 2 級、おおむね愛の手帳 1 ・ 2 度）、中度障がい児（おおむね身体障害者手帳 3 級、おおむね愛の手帳 3 度）、または同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいのある児童の保護者	〔重度障がい児〕 月額 5 万550円 〔中度障がい児〕 月額 3 万3,670円		子育て支援課 手当助成係
児童扶養手当 （国制度）	18歳になった日以後の最初の 3 月31日までの児童で（20歳未満で中度以上の障がいを有する児童を含む）、父または母が重度の障がいを有する児童の保護者	〔全部支給〕 月額 4 万1,550円 〔一部支給〕 月額 4 万1,540円～9,810円 ▽ 2 人目加算 月額5,000円 ▽ 3 人目以降加算 月額3,000円		
児童育成手当 （障害手当・都制度）	20歳未満で身体障害者手帳 1 ・ 2 級程度、愛の手帳 1 ～ 3 度程度、または脳性まひ・進行性筋萎縮の障がいを有する児童の保護者	月額 1 万5,500円		
児童育成手当 （都制度）	18歳になった日以後の最初の 3 月31日までの児童で、父または母が重度の障がいを有する児童の保護者	月額 1 万3,500円		
障害基礎年金 （国民年金）	原則、国民年金に加入中の病気やけがによって障がいが残りの、支給要件を満たしているとき ※20歳になる前の病気やけがが原因で障がいが残った場合は、一定の基準により20歳から年金が受けられます。	〔 1 級〕 年額98万6,100円 〔 2 級〕 年額78万8,900円	一部有	健康支援課 保険年金係
難病者福祉手当 （市制度）	難病医療費等助成制度（㊦）を認定されている方、または他の公的制度（公簿等）により難病であることが確認できる方	月額5,400円	無	福祉サービス支援室 障がい者支援担当

■医療費助成

制度名	受 給 要 件	助成額	所得要件	担当課
心身障害者医療費助成制度 （障）	健康保険の被保険者およびその被扶養者である方で、身体障害者手帳 1 ・ 2 級（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいの方は 3 級も含む）、または愛の手帳 1 ・ 2 度に該当する所得制限以下の方 ※生活保護を受けている方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は、対象となりません。	医療費の自己負担額の一部または全部 ※本人（20歳未満は保険の世帯主または被保険者等）の課税状況により認定	有	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
難病医療費等助成制度 （難）	都内に住民登録があり、対象となる疾病が認定基準を満たし、健康保険の被保険者およびその被扶養者である方	月額自己負担限度額を超えた分の負担額 ※生計中心者の所得状況により認定	無	
自立支援医療費制度 （精神通院医療）	精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方	原則、自己負担額の 1 割 ※月額自己負担上限額は本人の収入や世帯の所得・疾患等により設定	有	子育て支援課 手当助成係
ひとり親家庭等医療費助成制度（親）	18歳になった日以後の最初の 3 月31日までの児童（20歳未満で中程度の障がいをする児童を含む）を保護するひとり親（父、母、または養育者） ※父、母が重度の障がいをする世帯を含む。	児童、父、母、または養育者が医療機関で支払う医療費の自己負担額の一部		

■自立支援給付

制度名	概 要	負担額	所得要件	担当課
居宅介護（ホームヘルプ）	障がいのある方の居宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護や、調理、洗濯および掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行います。	〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕原則 1 割負担 〔非課税世帯〕無料	無	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
児童デイサービス（あいとびあ子ども発達教室「ばる」）	心身の発達がゆっくりであったり、アンバランスであったりする未就学児に対し、適切な指導と訓練を実施します。			
短期入所事業（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合等、一時的に自宅ででの生活が困難となった障がいのある方に、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な保護を行います。			
補装具費の支給	身体障害者手帳の交付を受けた方に対して、身体の一部の欠損や機能を補い日常生活や職業生活を容易にするための機能を助ける装具（義肢、装具、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、1 本杖以外の歩行補助杖、歩行器など）の交付や、修理に必要な費用を助成します。※種目に応じた基準額あり。	〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕基準額の 1 割負担 〔非課税世帯〕無料 ※世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は公費負担の対象となりません。	有	

■就労活動の場

制度名	概 要	負担額	所得要件	担当課
就労継続支援（A型・B型） 就労移行支援	障がいがあり、一般企業での就労が困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行います。	〔本人および配偶者が課税世帯〕 1 割負担 〔非課税世帯〕無料	無	福祉サービス支援室 障がい者支援担当

■地域生活支援

制度名	概 要	負担額	所得要件	担当課等
コミュニケーション支援 (手話通訳・要約筆記者派遣)	聴覚・音声機能・言語機能障がいのある方と、他の方との意思疎通を仲介し、社会参加を促進するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	無料 ※通訳者の交通費、入場料等は利用者負担となる場合があります。	無	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
日常生活用具費の支給	日常生活用具（入浴補助用具、歩行支援用具、特殊寝台、特殊便器、火災警報器、ストマ装具など）の購入費用の一部を支給します。 ※種目に応じた基準額あり。	〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕基準額の5％負担 〔非課税世帯〕無料 ※世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は公費負担の対象となりません。	有	
移動支援	視覚障がいの方、肢体不自由の方で上下肢ともに重度の障がいのある方、知的障がいの方、または精神障がいの方などの社会生活上必要不可欠な外出、および余暇活動等社会参加のための外出を支援します。			
日中一時支援	障がいのある方等の日中の活動の場の確保および一時的な見守りにより、障がいのある方等の社会適応の促進および日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るための支援を行います。	〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕5％負担 〔非課税世帯〕無料		
訪問入浴	身体障害者手帳の交付を受けている15歳以上65歳未満の在宅の方で、座位を保つことが著しく困難である等、訪問入浴でなければ入浴が困難な方に実施します。		無	
地域活動支援センター	フリースペースの提供、グループワーク・メンバーによる自主活動の支援、地域住民との交流事業や地域の社会資源とのネットワーク構築の他、同行支援や訪問支援などの生活支援も行っています。 ※リヒトに利用登録をした方が対象です。	無料 ※リヒトに登録する際、登録料（年額1,120円）が必要です。		地域生活支援センター リヒト ☎（3480）6656

■日常生活の援助・助成

制度名	受 給 要 件	助成額等	所得要件	担当課等
都営交通無料乗車券・精神障害者都営交通乗車証の交付	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※シルバーパスとの併用はできません。	都営地下鉄全線、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーが無料	無	
民営バスの割引および付き添いの方の割引	〔本人のみ〕身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方 〔本人および付き添いの方〕愛の手帳、または第1種の身体障害者手帳の交付を受けている方	都内を運行する一般路線バスの都内区間運賃が半額 ※付き添いの方には割引証を発行		
有料道路の割引	〔本人が運転する場合〕身体障害者手帳の交付を受けている方 〔本人が運転する場合および本人が同乗し本人以外の方が運転する場合〕第1種の身体障害者手帳、または第1種の愛の手帳の交付を受けている方 ※短期リースや、事業・営業に使用する自動車等は対象となりません。	通常料金の半額		
身体障害者用自動車改造費の助成	市内に居住する18歳以上の上・下肢または体幹機能障がい1・2級の方が、就労に伴い自らが所有し、運転する自動車の改造が必要な方	限度額13万3,900円	有	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
自動車運転教習および排気量等の限定解除費用の助成	市内に引き続き3カ月以上住所を有し、運転免許適性試験に合格した愛の手帳4度以上および身体障害者手帳3級以上（内部障がいは4級、下肢または体幹機能障がいは5級以上で歩行困難な方）の方	助成対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）を助成。ただし、前年の所得税額に応じて限度額あり。排気量等の限定解除は助成対象経費の実支出額（限度額2万600円）		
身体障害者自動車ガソリン費助成	自ら運転する自動車を所有し、市内に引き続き3カ月以上居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方で、身体障害者手帳1～3級の方 ※福祉タクシー利用助成との併給はできません。	1カ月15ℓを限度とした額（800円）	無	
福祉タクシーおよび福祉車輛利用助成	上肢障がい・聴覚障がいを除く身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、または高次脳機能障がいで重度の知的障がいと同程度の方 ※ガソリン費の助成と併給はできません。	月額2,800円	有	
私立心身障害児通所訓練施設通所児保護者に対する補助金	地方公共団体の補助を受けて、心身に障がいを有する児童の通所訓練事業を実施している私立または任意のグループの通所訓練施設で訓練を受けている児童の保護者	児童一人につき、月額6,000円以内		
重度心身障害者（児）家族介護用品の支給	東京都重度心身障害者手当の対象となる重度の障がいのある方で、常時おむつを必要とする65歳未満の方 ※施設入所等適用除外あり。	〔重度心身障害者手当を受給していない市民税非課税の方〕3万3,200円（年3回）を限度とした介護用品の支給 〔それ以外の方〕2万円（年3回）を限度とした介護用品の支給	無	介護支援課 高齢者支援係
入浴券の交付	心身に障がいがあり、障害者手帳の交付を受けている12歳以上で自宅に入浴施設がなく、常時公衆浴場を利用される方 ※生活保護の生活扶助を受給する方は除く。	月4枚		
送迎サービス（ハンディキャブ）	利用会員登録をされた方（原則、市内在住）で、車いすを利用する方、歩行困難の方、目の不自由な方、知的ハンディのある方、または、そのほか移動困難と認められる方	利用は原則、午前8時から午後6時まで（時間外は要相談）、運行利用料は30分500円（早朝・夜間・休日600円）。走行距離1kmにつき50円加算（市内は一運行700円） 〔年会費〕3,000円		
NHK放送受信料の免除（全額）	▽身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ▽所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がいと判定された方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除	有	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
NHK放送受信料の免除（半額）	▽視覚障がいまたは聴覚障がい、もしくは障害等級が1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者である場合 ▽障害等級が1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者である場合 ▽所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がいと判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	半額免除	無	

インフォメーション

催し

第24回多摩郷土誌フェア

〔日時〕 1月20日(金)～22日(月)午前10時～午後7時(最終日は午後5時まで)〔会場〕 パークアベニュー(立川市曙町2-42-1)
〔内容〕 多摩地域の教育委員会が発行した郷土誌・文化財関連の出版物の展示・販売会
〔問い合わせ〕 社会教育課文化財担当

お知らせ

■防災とボランティアの日(1月17日(火)・週間(1月15日(日)～21日(土))「防災は備えと意識と助け合い」

平成23年3月11日発生の東日本大震災を踏まえ、災害時におけるボランティア活動や家具類の転倒・落下・移動防止対策など、身近な震災対策について地域や家族で話し合います。
〔問い合わせ〕 狛江消防署 ☎(3480) 0119

■1月26日(木)文化財防火デー
「育てよう歴史を守る防火の心」
東京消防庁では、放火火災の予防や自衛消防訓練の実施など

を呼び掛け、後世に継承する貴重な財産である文化財の火災予防を推進します。

〔問い合わせ〕 狛江消防署 ☎(3480) 0119

全国一斉法務局休日相談所

〔日程〕 2月12日(日)〔内容・時間〕 ▽相談会・午前10時～午後4時▽講演会「成年後見について」午前10時～10時50分▽「相続登記について」午後2時～2時50分〔会場〕 東京法務局本局および八王子支局(相談会のみ)
〔申し込み・問い合わせ〕 東京法務局民事行政調査官室 ☎(5213) 1319へ。

セミナー

■就職活動支援セミナー「就職を成功させる方法」

〔日時〕 2月6日(月)午後2時～4時〔会場〕 エコルマホール展示・多目的室〔定員〕 40人〔内容〕 就職活動で役立つ実践的内容(志望動機、自己PR、応募書類の作成方法等)〔講師〕 藤本恵三さん(㈱日本マンパワー)
〔申し込み・問い合わせ〕 地域活性課地域振興係へ。

■狛江市消費者団体連絡会・消費者庁「食品と放射能」
〔日時〕 2月11日(祝)午後2時～

4時(受け付けは午後1時30分から)〔会場〕 エコルマホール展示・多目的室〔定員〕 先着100人〔講師〕 金田直樹さん(消費者庁消費者安全課)
〔申し込み・問い合わせ〕 1月16日(月)午前9時から地域活性課地域振興係へ。

マンション管理セミナー

〔日時〕 2月11日(祝)午後2時～4時30分〔会場〕 4階特別会議室〔定員〕 30人〔テーマ〕 管理組合における災害対応、耐震改修の必要性・概論〔講師〕 大鳥峯生さん・澤永芳彦さん(狛江市マンション管理士会)
〔申し込み・問い合わせ〕 2月10日(金)までに、電話で都市整備課企画計画係へ。

■男の料理教室「寒い冬、親しく過ごすひとときに温かい鍋を」

〔日時〕 2月4日(土)午前10時～午後1時〔対象〕 成人男性〔定員〕 先着15人〔メニュー〕 ごちそうだして作るきのこ鍋・トマトのとろろのせ・ゆず大根〔講師〕 小林秀子さん(持ち物) エプロン・三角巾・布巾〔参加費〕 1,000円
〔会場・申し込み・問い合わせ〕 南部地域センター ☎(3489) 2150へ。

健康づくり調理師研修会

〔日時・会場〕 ▽1回目 2月7日(火)午後2時～4時30分・府中グリーンプラザ▽2回目 15日(水)午後2時～4時・ルミエール府中〔対象〕 両日参加できる飲食店等に従事する関係者〔定員〕 先着30人〔内容〕 ▽1回目

講義「食品衛生の最新情報」多摩府中保健所食品衛生監視員▽2回目 講話と調理デモンストレーション(試食あり)「I Love 野菜350」東京産の野菜をたつぷりと「酒井文子さん(食育・野菜料理コーディネーター)〔参加費〕 500円(資料代)

〔申し込み・問い合わせ〕 多摩府中保健所 ☎042(362) 2334へ。

■労働者向けセミナー「最新の判例と通達から読み解く長時間労働と賃金未払いの50の事例」

〔日時〕 1月19日(木)・25日(水)午後6時30分～8時30分〔会場〕 府中グリーンプラザ〔定員〕 先着100人〔講師〕 佐々木亮さん(弁護士)
〔申し込み・問い合わせ〕 東京都労働相談情報センター八王子事務所 ☎042(643) 0278へ。

募集

■日本大学商学部社会人特別聴講生

〔対象〕 ▽市内在住・在勤の方▽高校卒業程度の学力を有し、学習意欲のある方▽年間を通じて通学できる健康な方〔募集人員〕 10人〔試験日〕 3月5日(月)〔会場〕 日本大学商学部〔選考方法〕 書類選考および面接試験※前年度から継続して聴講を希望する方は書類選考のみ〔合格発表〕 3月12日(月)※受験者全員に通知。電話等による問い合わせ

せ不可〔聴講科目〕 外国語科目(外国語会話を除く)、ゼミナール・卒業論文、総合研究、教職課程専門科目、定員制科目を除く商学部開講科目の中から6科目まで※学部生の受講者がいない科目、履修者数が超過している科目、資格取得講座は受講不可〔聴講料〕 通年1科目1万円、半期1科目5,000円(簿記論は各1万円)〔出願方法〕 2月16日(木)までに、志願票(指定用紙)・志願理由書(指定用紙またはA4判800字程度)・健康診断書(指定用紙。ただし、過去5年間に社会人特別聴講生だった方は不要)・身分証明書(自動車運転免許証、健康保険証の写し等)・宛名シール(指定用紙)および在勤の方は在勤を証明する書類を地域活性課市民文化係または日本大学商学部教務課へ提出(指定用紙の配布は提出先と同じ)

公民館

◎西河原公民館
☎(3480) 3201

■こまえ市民大学「江戸と村をつないだ寺社くぐりみ」の地蔵尊を中心に」〔日時〕 1月28日(土)午後2時～4時〔会場〕 中央公民館〔定員〕 50人〔講師〕 菅原昭英さん(泉龍寺元住職)〔受講料〕 200円〔申し込み〕 18日(水)午前9時から

■成人学習事業西河原カレッジ「教養講座・煎茶教室」〔日程・内容〕 ▽2月1日(水)・煎茶道のお茶▽8日(水)・お茶の入れ方と体験▽15日(水)・茶席風景(時間) 午前10時～正午〔対象〕 成人市民〔定員〕 先着15人〔講師〕 松静会(公民館利用団体)〔参加費〕 1,000円(材料代)〔申し込み〕 1月16日(月)午前9時から

◎中央公民館
☎(3488) 4411

■青年教室(狛プ)「新しい世代の歌声喫茶」出会う・つながる・一緒に歌おう」〔日程・内容〕 ▽2月2日(木)・生演奏で歌う喜び▽まずは声を出そう(世界に一つだけの花、他)▽9日(木)大勢で歌う喜び▽隣りの人の声が聴こえる(鳥唄、他)▽16日(木)・知りたい歌を覚える喜び▽タイトルだけ知っているあの曲を歌おう(アメイジング・グレイス、他)▽23日(木)・出会い つながる喜び▽新しい

スポーツ

第27回狛江市民柔道大会

〔日時〕 2月26日(日)午前9時30分から〔会場〕 市民総合体育館〔対象〕 市内在住・在学・在勤の方〔試合方法〕 小学生の部(学年別・男女別)、中学生の部、一般段外の部※各高点試合(参加費) 300円
〔申し込み・問い合わせ〕 1月27日(金)までに、狛江市柔道クラ



ブ・池田 ☎(3480) 4673へ。

世代の歌声喫茶(夜空ノムコウ、他)〔時間〕 午後7時～9時〔対象〕 青年〔定員〕 30人〔講師〕 菊池利香さん(ジャズシンガー)

図書館

◎中央図書館
☎(3488) 4414

■大人のための絵本の会〔日時〕 2月4日(土)・25日(土)午後2時～3時〔会場〕 中央公民館〔対象〕 中学生以上〔定員〕 各日先着20人〔内容〕 柳田邦男さんおすすめの絵本中心のおはなし会〔申し込み〕 1月16日(月)午前10時から

■児童行事実技講座「点字体験絵本を点訳してみよう」

〔日時〕 2月15日(水)・22日(水)・29日(水)午前10時～正午〔会場〕 中央公民館〔対象〕 点字に興味・関心のある人〔定員〕 先着15人程度〔講師〕 伊藤聡子さん(点字技能士)〔申し込み〕 1月16日(月)午前10時から

◎南部地域センター
☎(3489) 2150

■なんぶ親子で楽しむおはなし会〔日時〕 1月20日(金)午前11時から〔対象〕 乳幼児と保護者(大型絵本) ねずみくんのチョッキ〔大型紙芝居〕 こねこのしろちゃん〔折り紙〕 おにのおめん
■なんぶおはなし会〔日時〕 1月20日(金)午後3時30分から〔対象〕 幼児・小学校低学年〔大型絵本〕 ゆきごんのおくりもの〔折り紙〕 おに

文化芸術活動を支援します

〔対象団体等〕▽市民団体
平成 24 年度中にエコルマホールを使用予定で、代表者等の住所、団体の事務所および活動の拠点が市内にある団体▽新人・若手アーティスト 4 月 1 日現在市内に 2 年以上居住の満 35 歳以下の方で、文化振興事業団の公演等事業に協力できる方

〔対象期間〕4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

〔対象事業〕支援決定後に行う事業で次に該当するもの

▽市民団体 市内で行われる文化芸術活動事業、創造

的かつ先駆的な事業、市民ニーズや地域性に適合した特徴ある事業▽新人・若手アーティスト エコルマホールまたは他ホール等で実施する事業、芸術性豊かな事業

〔支援内容〕▽市民団体
ホール基本使用料および 20 万円を上限とする経済的支援、事業団職員およびエコルマサポーターズによる人的支援▽新人・若手アーティスト 40 万円を上限とする経済的支援、事業団の職員およびエコルマサポーターズによる人的支援

〔選考〕書類およびプレゼ

ンテーション（3 月 12 日）
（申し込み・問い合わせ）
2 月 18 日（土）までに、申込書、事業計画書および収支予算書等を粕江市文化振興事業団（3430）4106 へ。

晴れの舞台に向けて

エコルマホール主催公演

好評発売中

※いずれの公演も託児サービスあり
（有料・2 歳以上・申し込み制）

■フレッシュ名曲コンサート～今、世界が注目するホープ・山田和樹
指揮 東京フィルハーモニー交響楽団～

〔日時〕2 月 4 日（土）午後 3 時開演
〔出演〕バイオリン：依田真宣
〔曲目〕ブラームス「交響曲第 1 番」、メンデルスゾーン「ヴァイオリン協奏曲」、他
〔チケット〕全席指定 一般 3,500 円 高校生以下 500 円（当日、学生証などを持参）※未就学児はご遠慮ください。



山田和樹

■ふらっとエコルマ、オープンハウス～ダンス！ダンス！！ダンス！！～

〔日時〕2 月 19 日（日）午前 10 時～午後 5 時
〔出演〕市内在住のプロのダンサーの皆さん
〔内容〕公募者を中心に「Jump up stage」（午前 11 時から）、プロダンサーによる「Heat up stage」（午後 2 時から）、みんなで「Final stage～Never stop Moving～」（午後 4 時から）、ワークショップ（当日受付・定員制）、他
〔参加費〕500 円（入館料）※中学生以下無料



TAPDO!



JIN

■ロビー公演 愉快的なやぎたちの物語「三びきのやぎのがらがらどん」（人形劇団ボボロ）同時上演：ポエム・ポエム～うたでつづる人形劇～

〔日時〕2 月 25 日（土）午後 1 時 30 分開演
〔チケット〕全席自由 1,000 円（お菓子付き）
〔発売〕1 月 20 日（金）から※3 歳以上は要チケット

エコルマホール窓口でのチケットの取扱いは午前 9 時から午後 7 時まで（電話予約でも取り扱っています）。小田急 OX 粕江店宝くじ売り場でも、ロビー公演以外のチケットを取り扱っています。

<http://www.ecorma-hall.jp/>

新年コンサート

フォルクロレ（南米音楽）

〔日時〕1 月 29 日（日）午後 2 時から（1 時 30 分開場）
〔定員〕先着 80 人
〔出演〕sound cake
〔内容〕それぞれの音楽の特徴・持ち味を生かした、バランスの良いアンサンブルをお届けします。
〔曲目〕コンドルは飛んでいく・
（3488）7040



sound cake

絵手紙教室

楽しく気軽に参加

〔日時〕2 月 17 日（金）午前 10 時～正午
〔会場〕上和泉地域センター
〔定員〕先着 40 人
〔講師〕星川和代さん（日本絵手紙協会公認講師）
〔申し込み・問い合わせ〕「絵手紙発祥の地・粕江」実行委員会事務局（地域活性化課市民文化係）へ。



中学校技術・家庭科、美術科作品展



生徒たちの力のこもった作品

市立中学校の技術・家庭科、美術科の授業で生徒が作った素晴らしい作品をご覧ください。
〔問い合わせ〕指導室
◆技術・家庭科◆
〔期間〕1 月 31 日（火）～2 月 3 日（金）（3 日は午後 3 時まで）
〔会場〕市役所 2 階ロビー
◆美術科◆
〔期間〕2 月 4 日（土）午前 10 時～8 日（水）午後 3 時
〔会場〕泉の森会館

子育て



◎和泉児童館
（3480）1441

折り紙教室「節分の鬼」

〔日時〕1 月 27 日（金）午後 3 時 30 分～4 時 30 分〔対象〕小学生～高校生〔定員〕先着 15 人
■すすすく測定〔日時〕1 月 30 日（月）午後 1 時 30 分～2 時 30 分〔対象〕乳幼児の保護者
〔内容〕食の困ったことについて気軽に栄養士に相談できます。

■かるた大会〔日程〕1 月 30 日（月）〔対象・時間〕▽小学校 1～3 年生 午後 4 時～5 時
▽小学校 4 年生以上 午後 5 時～6 時※当日児童館へ。

◎岩戸児童センター
（3489）5414

■スタッフタイム「あさみちのドッジ・ザ・タッグマッチ」〔日時〕1 月 18 日（水）午後 3 時 30 分～4 時 45 分〔対象〕小学生〔内容〕ドッジボールで夢の対決！

■ロッキーンネマス〔日時〕1 月 20 日（金）午後 3 時～5 時〔対象〕小学生※内容は館内に掲示します。

以下は広告枠です

あなたの願う「お葬式」を実現します！

福祉葬（火葬のみ）**198,000 円～**
1 日葬（2887 ケア・アール）**298,000 円～**
花の家族葬（20 名プラン標準）**398,000 円～**

自分のための「葬儀計画書」を作成
☎ 0120-255-297（1 都 4 県即日対応）
SOGI サポートセンター
Lin MC Group Co., Ltd.



代表取締役 林 清子

相談 & 提案
葬送 100% 見積
毎月 1 回 セミナー開催
散骨 海・山・空

◎子ども家庭支援センター
（5438）6606

■わくわく Work お母さんの手づくり教室〔日時〕1 月 24 日（火）午後 1 時 45 分～2 時 45 分〔内容〕鬼のお面をつくろう〔申し込み〕20 日（金）まで



■たんぽぽ Thinking 「ことばが伸びる上手な子育て」〔日時〕1 月 31 日（火）午前 10 時 30 分～11 時 30 分〔定員〕先着 15 人〔内容〕中川信子さん（言語聴覚士）を囲んで子育てのいろいろな話をしよう〔申し込み〕16 日（月）から

◎多摩川保育園
（042）（483）4667

■園庭開放〔日時〕2 月 3 日（金）午前 10 時～11 時（雨天中止）〔内容〕獅子舞、子育てに関する相談

狛江のまち一魅力百選

狛江の“チョット
いいこと・いいところ”④

西河原自然公園周辺

六郷さくら通りに面した西河原自然公園周辺は、むいから民家園や兜塚古墳といった狛江の名所も近く、散策コースとしてもお薦めです。また、南西に位置する西河原公園は、狛江八景にも選ばれた開放感いっぱいの公園です。

両方の公園をあわせると、広さはおよそ2万㎡以上になり、お花見の季節には多くの人で賑わいます。南側には多摩川が流れ、ゆつくりと川を眺めながらの土手散歩も楽しめます。休



西河原自然公園

日の晴れた日には緑の芝生にお弁当を広げて楽しむ姿も見られます。かつて、このあたりは水田地帯でありましたが、砂利の採掘が始まったことを契機に公園化の声が上がり、昭和51年に西河原公園が、平成3年に西河原自然公園

が開園しました。現在市内で2万㎡とまとまった用地はほとんどなくなり、この二つの公園は貴重な存在となっています。

このように多くの魅力が凝縮された西河原自然公園周辺が、今後も皆さんの憩いの場であり続けることを願い、選定しました。推薦をいただいた方のコメントを紹介します。「全体が水と緑にあふれるような、自然がいっぱいという感じの静かなところで、本当に自然が素晴らしいことを教えてくれる良いところですよ。」

【問い合わせ】都市整備課企画計画係

消費生活相談コーナーから ⑤⑦

◆海外から届く「宝くじ当選」には、ご注意ください◆

●相談事例

自宅に海外から手紙が届きました。心当たりもないままに開けて見たところ、「あなたは、宝くじに当たりました。」

受け取る権利を行使するように」と直訳的な日本語が英語と共に書かれていました。当選金も一億円と途方もない高額です。

そして、手紙には「この当選金を受け取るために、手数料として5,000円の定額小為替を返信用封筒に入れて送り返してください」と書かれています。応募した覚えも、宝くじを買った覚えも全くあ

りませんが、信じていいのでしょうか。新年のお年玉が、私に巡ってきたのでしょうか。

◆アドバイス

残念ながら、この海外宝くじについては違法行為になるので、手を出さない事が肝要です。海外宝くじを国内で売ったり買ったりすることは刑法187条で禁止されています。このような手紙は、主にオーストラリアや香港、カナ

ダなどから送付されてくる他電子メールでも送られてきます。

大金が当たったことを餌に、手数料として何回にもわたり、お金を送らせたり、預金口座

を聞き出すことで引き落としをしたりと悪質性が見られます。もちろん、当選金が支払われた事実はありません。これらの海外宝くじ被害は、数年前から顕著になり、さらに、増加傾向にあります。甘い話にはのらないことが、トラブルを防ぐ鉄則です。心配なことがあれば、消費生活相談コーナーへ。

【問い合わせ】地域活性課地域振興係



「東日本大震災復興支援 狛江市内共通商品券」での買い物はお早めに

1月29日(日)まで

「東日本大震災復興支援 狛江市内共通商品券」の使用期限は、1月29日(日)までです。期限を過ぎると使用できませんので、ご注意ください。利用できる店舗は狛江市商工会ホームページ (<http://www.komaec.net/>) からご覧になれます。

【問い合わせ】地域活性課地域振興係、狛江市商工会 ☎ (3489) 0178



利用できる店舗はこのポスターが目印です。

子育ての現場から (4) 駄倉保育園



金田美恵子 駄倉保育園園長

駄倉保育園はマインズ農協狛江支店の東側にあり、狛江駅から近く、通勤に便利などところにあります。現在、112人の園児をお預かりしています。

園の創立は昭和48年4月です。当初、0・1歳児の混合クラスでしたが、平成6年4月、0歳児クラスを新設し、翌年に産休明け保育を開始しました。同時期

元氣な子ども、素直な子ども」を掲げ、心身ともに健康な子に育ってほしいと願い、保育園と家庭が一体となり保育をしています。

乳児クラスでは、家庭的な雰囲気の中で子どもとの信頼関係が築けるよう、担当で保育をしています。また、幼児クラスは異年齢のかかわりも大切に、朝の集会ではお誕生日のお祝

園目標として「明るい子ども、に子育て相談室も併設し、その後、園庭開放を開始し、現在各園で行われている園庭開放の元になっています。

歌やリズムはみんなでするより楽しくなります。ピアノに合わせて体を動かしたり、いろいろな歌を覚えたり、園内には毎日元氣な歌声が響いています。最近では近くの保育所の園庭利用の際に一緒に遊ぶで交流するほほ笑ましい姿も見られます。

高齢者の身近な相談窓口 10

地域包括支援センター こまえ苑

こまえ苑は「喜ばれ、選ばれ、信頼される施設」を目指し、平成7年に設立された高齢者福祉施設です。入所施設である特別養護老人ホームの他に、ショートステイサービス、デイサービスセンター、ホームヘルプサービス、居宅介護支援事業所といった在宅生活での介護を支援するサービス提供事業を運営しています。

こまえ苑の包括支援センター事業は、市内で3番目の地域包括支援センターとして平成20年4月にスタートし、介

護に関する相談はもちろん、介護予防の普及啓発、老人会での健康講座や高齢者住宅での介護保険に関する説明会の開催などを随時実施しています。その中でも月3回開催している介護予防教室は、住民の方々の周知度も高まり人気の教室となっています。

●地域包括支援センターこまえ正吉苑 ☎ (5438) 2522
【担当地域】和泉本町・東野川・西野川地区
●地域包括支援センターこまえ苑 ☎ (3489) 2422
【担当地域】岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町地区
【問い合わせ】介護支援課高齢者支援係



介護予防教室「栄養改善教室」